

# 手続きの仕方

## 学習塾等受講料助成事業 ～1万円を上限に半額補助～

①11月末までに  
保護者→教育委員会

### ①申請書（様式第1号）の提出（郵送可）

〒901-2493 中城村字当間585番地1 3F  
中城村教育委員会 教育総務課 学校教育係 まで

※添付資料を忘れないようご注意ください

②12月初め頃までに  
教育委員会→保護者

### ②教育委員会から決定通知書の送付

※決定通知書が届きましたら

③12月28日までに  
保護者→教育委員会

### ③請求書の提出（様式は決定通知書と一緒に送付します）

#### 添付資料

- ・学習塾からの領収書（原本）または月謝袋の写し等
- ※各月の受講料が分かること
- ※入学金、教材費は含めない（通信教育は教材費のみでも可）

- ・1回目×切  
12月末日（11月分・12月分）

- ・2回目×切（最終）  
**3月8日（1月分～3月分）提出期限厳守**

- ・助成金は指定月分をまとめて請求していただくようお願いします。
- ※注意 事情により早めの助成を希望される方については1か月分からの請求も受付いたしますので、教育委員会までご相談下さい。

### ④審査・助成（指定口座へ振り込み）

振込予定日 1回目：1月末日までに 2回目：3月末日までに

保  
護  
者

教  
育  
委  
員  
会

問合せ先 中城村教育委員会 教育総務課 伊佐、比嘉  
TEL:895-3276 FAX:895-6353